

事務連絡
令和5年5月1日

高齢者福祉サービス各施設管理者 様

佐世保市保健所長

新型コロナウイルス感染症の法的位置づけ変更に伴う
施設の感染対策等の留意点について（お願い）

日ごろより本市の福祉行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

とりわけ、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、長期にわたりご尽力を賜っておりますことに重ねてお礼を申し上げます。

さて、標記につきましては、国において感染症法上の位置づけを5類感染症に見直す準備が進められているところです。

これに伴い、5月8日以降は、感染対策・医療提供体制・施設内での療養支援など多岐にわたり取扱いが変わってまいります。感染症の脅威がなくなった訳ではございません。

貴施設におかれては、下記及び別紙のとおり感染対策にご留意いただき、入所者や従業員の安全のため引き続き感染対策等に意を尽くしていただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 主な取扱い変更点
詳細は別紙のとおり
- 2 参考資料等
 - ①社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について
 - ②新型コロナウイルス感染症の法上位置付け変更後の療養期間の考え方等について
 - ③移行期間中の入院調整フロー
 - ④高齢者施設等における感染対策等について

以上

新型コロナウイルス感染症特別対策室 連絡先：24-1111 内線 5600 保健福祉部長寿社会課 連絡先：24-1111 内線 5301

1 主な取扱い変更点

(1) 施設内陽性者発生にかかる報告関係

5類移行後は、平成17年2月22日厚労省通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」に基づき、季節性インフルエンザと同じく施設主管課および保健所（コロナ対策室）に報告をお願いいたします。

この報告によって、ただちに施設内立入調査等を行うものではありませんが、状況に応じ、連携して感染拡大防止を図ります。

※別添参考資料：①社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について

(2) 療養期間・行動制限

法律上は、感染者の療養期間・濃厚接触者の自宅待機期間といった行動制限がありません。

ただし、国の通知にもありますように、感染拡大防止のため、以下のような療養・行動の目安がありますので、ご留意をお願いいたします。

感染者：発症後5日間経過し、かつ症状軽快から24時間経過するまでは外出を控え様子をみることを推奨

その後も10日間が経過するまではマスク着用や高齢者等ハイリスク者との接触を控えることを推奨

濃厚接触者：濃厚接触者として特定されることはなく、外出自粛も求められません。

※別添参考資料：②新型コロナウイルス感染症の法上位置付け変更後の療養期間の考え方等について

(3) 医療受診（入院調整）について

5類移行後は、保健所を介さず、各施設において、嘱託医等による診断・入院の必要性を判断した上で、医療機関と直接調整していただくこととなります。

第8波の際は、入院患者の半数以上が施設入所者でした。

今後も、医療のひっ迫を防ぐため、引き続き可能な限り、施設内療養をお願いすることとなりますので、施設の連携医・嘱託医等とのこれまで以上の綿密な連携のうえ、受診・入院調整をしていただくようお願いいたします。

嘱託医や協力医等をもたない施設については、長崎県長寿社会課が医療機関とのマッチングを行われております。

必要に応じて長崎県長寿社会課にお問合せいただくとともに、平時からの備えとして医療機関との連携強化をお願いいたします。

なお、連携医・嘱託医（医療機関）には、受診・入院ができる医療機関情報などが県から提供されています。

【長崎県長寿社会課の連絡先：095-895-2436】

※別添参考資料：③移行期間中の入院調整フロー

(4) 感染対策としての个人防护具等の備蓄等

新型コロナウイルスは 5 類感染症になっても感染の脅威がなくなった訳ではありません。

今後も、マスクや手袋・ガウンなどの个人防护具や抗原検査キット等を平時から備蓄しておき、感染症発生時に迅速に対応できるよう備えをお願いします。

また、平時においても、汗を除く全ての体液、血液、分泌物、排泄物は感染の危険性があるものとして取り扱う必要がありますので、場面に応じた標準予防策を講じていただくようお願いいたします。

なお、日頃からの感染対策等については、厚生労働省から令和 5 年 4 月 18 日付け事務連絡が発出されていますので、下記参考資料をご確認ください。

※別添参考資料：④高齢者施設等における感染対策等について

(5) 新型コロナウイルスワクチン接種について

別途案内をしておりますが、5 月 8 日（月）から高齢者（65 歳以上）等重症化リスクの高い方々を対象としたワクチン接種を開始いたします。

施設連携医・嘱託医の先生と相談・調整のうえ、希望する入所者の方々への速やかな接種をお願いいたします。